

## 新規医療審査室で承認された適応外等使用

当院の新規医療審査室にて、下記の適応外等使用が承認されました。対象となる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、あなた自身への日常の診療における不利益は一切ございません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、担当医へ直接お申し出ください。

### 記

実施内容	注射用カリウム製剤による低カリウム血症の補正(全診療科におけるカリウム濃度上限 42.3mEq/L)
承認日	2025 年 11 月 19 日
対象者	当院で治療を受ける患者で、低カリウム血症の治療が必要な患者
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	低カリウム血症に対する治療において、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L 以下に希釈し 20mEq/hr を超えない速度で使用することとされています。 当院では、もともとカリウムを少量含む輸液（リングル液等）に注射用カリウム製剤を 20mEq 追加することを全診療科で認めています（最終カリウム濃度上限 42.3mEq/L）。 カリウムの濃度が添付文書で規定するよりも濃い濃度となりますので、投与速度 20mEq/hr 以下を遵守することにより、過度な血清カリウム値の上昇は起こらないと考えられます。院内のマニュアルに則り、安全な使用に努めます。また、低カリウム血症が改善され次第、本治療は終了します。
問い合わせ先	担当医に直接お申し出ください

以上